

非違行為により懲戒処分を受けた教職員に対する研修（再発防止研修）の見直しについて

長野県教育委員会

1 改正の目的

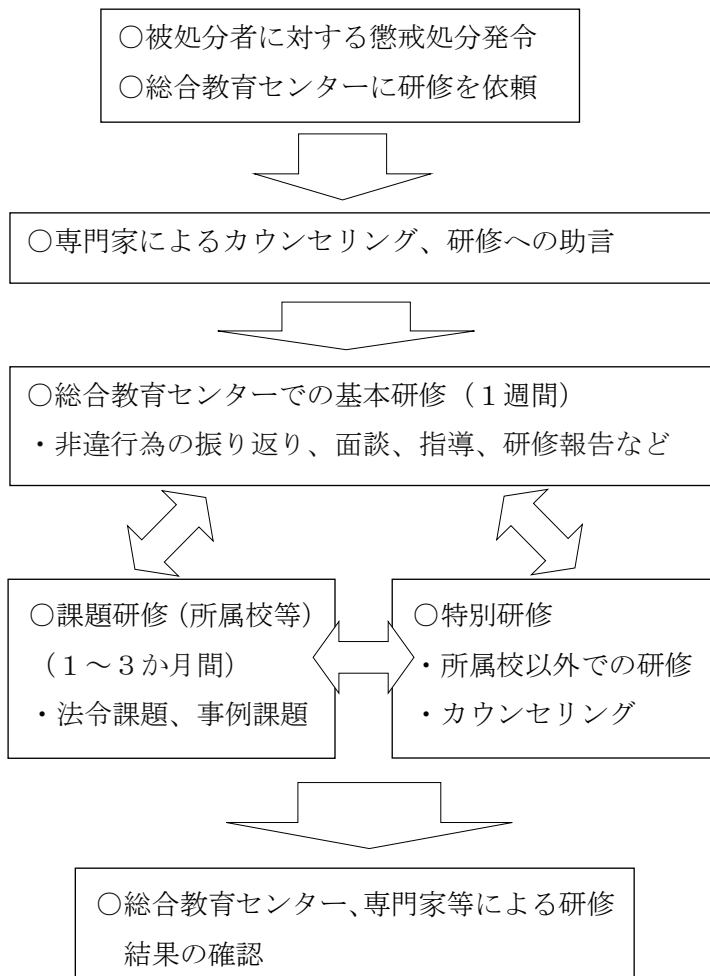
臨床心理士等の専門家によるカウンセリング及び助言を踏まえた研修を実施すること等により、再発防止の徹底を図る。

2 改正点

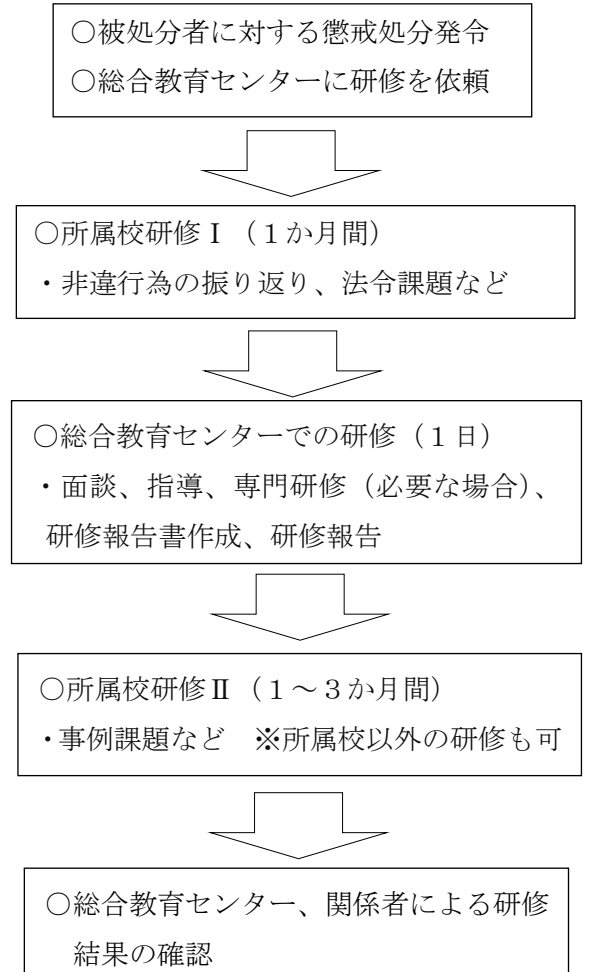
- (1) 研修実施にあたって、被処分者に対して臨床心理士等の専門家によるカウンセリングを必ず実施し、必要な助言を受ける。
- (2) 総合教育センターの研修を充実させ、集中的に1週間の基本研修を行う。
- (3) 総合教育センターでの基本研修及び所属校における課題研修に加え、必要に応じて、専門家の助言を踏まえた特別研修を実施する。

3 改正後の再発防止研修の流れ

《改正後》



《現行》



4 施行日 令和2年10月19日

(参考)

再発防止研修(改正案)のイメージ

○研修の実施に当たっては専門家によるカウンセリングを行い、助言を踏まえてセンター長が決定する。

専門家による カウンセリング	場所	総合教育センター
	期間	処分発令後(停職被処分者は停職期間終了後)
	内容	専門家によるカウンセリング・助言
基本研修	場所	総合教育センター
	期間	研修開始後1週間
	内容	1 行った非違行為の振り返り 非違行為に至った原因、理由、心理状況等を記述させる。 2 面談及び指導 今後の非違行為再発防止策等について、面談を行い、指導する。 3 基本研修報告 研修の成果や今後の再発防止策について報告させる。
課題研修	場所	所属校
	時期	基本研修終了後、懲戒処分の量定に応じて規定する期間 ・停職の被処分者は3か月間 ・減給の被処分者は2か月間 ・戒告の被処分者は1か月間
	内容	1 法令等に関する課題論文 非違行為の種類に応じ、当該非違行為が抵触する法令や非違行為に係るデータ等の問題に関する課題論文を作成させる。 2 事例に関する課題論文 非違行為の種類や内容に応じた事例問題に対応した課題論文を作成させる。 3 停職者に対する課題論文 停職の懲戒処分を受けた者には、処分の重さや社会的影響などを踏まえ別に論文を作成させる。
特別研修 (※)	場所	センター所長が必要と認める場所
	時期	センター所長が必要と認める期間
	内容	センター所長が必要と認める場合は、以下のうち必要なものを追加する。 ○所属校以外での研修 ○専門家によるカウンセリング
研修結果 の確認	方法	○被処分者及び所属長は、研修経過、研修成果等について、研修状況報告書を作成する。 ○センター長は、報告書をもとに、専門家等の意見を踏まえ、研修全体の結果を確認する。 (不十分と判断した場合は延長等、必要な措置を講ずる。)

※ 専門家の助言を踏まえて、センター所長が必要と認める場合に実施する。

非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員に対し、懲戒処分の原因となった行為を自ら振り返らせ、教育に携わる公務員としての自覚を促すとともに、自己啓発に努めさせ、倫理向上を図り、再発を防止するために実施する研修（以下「再発防止研修」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 再発防止研修は、長野県総合教育センター所長（以下「センター所長」という。）が実施する。

(対象者)

第3 再発防止研修の対象者は、非違行為を行い、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた者（以下「被処分者」という。）とする。

(研修の内容)

第4 再発防止研修は、原則として、教育に携わる公務員としての自覚を促すための基本研修、非違行為の内容に応じた課題研修及び専門家の助言を踏まえて行う特別研修の3種類とする。

(研修の時期)

第5 再発防止研修は、原則として次の時期に実施する。

- (1) 停職の懲戒処分を受けた者は、停職期間終了後速やかに実施する。
- (2) 戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は、発令後速やかに実施する。

(研修結果の確認等)

第6 センター所長は、被処分者の非違行為に対する再発防止を図るため、再発防止研修の結果を確認する。

(その他)

第7 第1から第6までに定めるもののほか、この再発防止研修の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。